

事業事前評価表
国際協力機構 産業開発・公共政策部民間セクターグループ

1. 案件名 (国名)

国名： ラオス人民民主共和国（ラオス）

案件名：

（和名）

ラオス日本センタービジネス人材育成・ネットワーキング強化プロジェクト

（英名）

Project for the capacity development of business professionals and networking through LJI

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における民間セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ラオス人民民主共和国（以下「ラオス」という）は、1986年「新経済メカニズム」導入・経済改革に伴った計画経済から市場経済への路線転換を開始し、2010年代以降平均年7%以上¹の成長率を達成している。また2015年からASEAN域内での関税撤廃が開始され、国内での制度整備を含めた準備を進めるなど、地域の経済統合・協力にも積極的である。また、近年の中国やタイなどでの社会・経済状況の変化により、チャイナ+1やタイ+1といった日系・外資企業の動きがあり、その先としてラオスへの関心も引き続き高い。

一方同国は内陸国、小規模な人口（約668万人²）、希薄な人口密度、インフラ整備の遅れによる国内市場の未統合、といった経済開発上の制約を抱えていることに加え、独立以降、若年層人口の急激な増加が続いており、労働人口の増加に伴う雇用の創出、そして今後の経済成長や海外からの直接投資を支える産業人材の育成が引き続き重要な政策課題となっている。

本プロジェクトは、ラオスにおける「第8次国家社会経済開発計画（2016年～2020年）」の3つのアウトカムの1つ「強固な経済基盤と経済的脆弱性の削減」を達成するためのアウトプット「官民の労働力の能力開発」と合致している。さらに、ASEAN地域経済への統合が2015年に実施され、国内産業の競争力・輸出競争力の強化、及びビジネス人材の育成を含むこれへの対応が引き続き課題である。国内産業に対して、主に起業家・経営者・経営層をターゲットに、組織管理・生産管理等のビジネスマネジメント能力の強化、及びビジネスネットワーキング強化を図る本プロジェクトの取り組みは、ラオ

¹ 2013年版、2015年版及び2018年版JETRO世界貿易投資報告

² 2017年、出所：IMF

スの開発政策の重点分野とラオスの労働市場、及び産業界のニーズに合致したものであるといえる。

(2) 民間セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け
我が国の対ラオス国別援助方針（2012 年 4 月）の重点分野 (3) 「教育環境の整備と人材育成」のなかで、「民間経済セクター強化促進のための高等教育・技術職業訓練への支援を行う」と挙げられているほか、「ラオスの持続的な発展に向けた日本・ラオス開発協力共同計画」（2016 年 9 月）では協力の三本柱のひとつとして「Ⅱ. 産業の多角化と競争力強化、そのための産業人材育成」が挙げられており、本プロジェクトはこれらの方針に合致する。

これらの背景を受け、JICA 産業開発・公共政策部では「アジア地域投資促進・産業振興クラスター」の下、日本企業の技術・経験や、これまでの JICA の協力アセットを活用の上、主に経営者・起業家の育成を通じ企業競争力強化を支援するとともに、金融アクセス改善、現地・日本企業間のリンケージ強化を推進している。ラオス日本センター（以下「LJI」という）を通じたビジネス人材育成、ネットワーキング強化は、本方針の主要事業のひとつとして位置付けられている。

(3) 他の援助機関の対応

世界銀行はラオスの中小企業の競争力強化のため、商工省と SME Access to finance プロジェクトを実施しており、現地中小企業にツーステップローンを提供している。また Business Assistance Facility プロジェクトとして、ラオス中小企業のコンサルティングサービス調達を支援している。ドイツ国際協力公社（以下、「GIZ」という）は、技術教育制度化支援プロジェクト（以下、「TVET」という）を中心とする職業教育に関する支援と ASEAN 経済統合への支援を行っている。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、ビエンチャン、及びその周辺地域において、①LJI の産業中核人材育成事業、及び②企業向け情報提供・支援ネットワークの拠点としての組織体制の強化を行うことにより、LJI が産業中核人材育成及び企業向け情報提供・支援ネットワークの拠点となり、もって LJI で育成されたビジネス人材によって、日・ラオスの経済関係の強化に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

ビエンチャン

- (3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）
直接受益者：LJI スタッフ、ビジネスコース受講生
最終受益者：ラオスの企業経営者、従業員、起業家、政府機関、日系企業
- (4) 総事業費（日本側）
約 2.8 億円
- (5) 事業実施期間
2019 年 9 月～2022 年 8 月（計 36 ヶ月）
- (6) 事業実施体制
ラオス国立大学（以下「NUOL」という）、ラオス日本センター

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

- ① 専門家派遣 合計 105M/M（長期専門家 72MM、短期専門家 33MM）
長期専門家：チーフアドバイザー業務調整/ビジネス交流支援
短期専門家：ビジネスコース・コンサルティングサービスの指導・運営
- ② 研修員受け入れ：
本邦研修：日本的経営に関する各種研修、日系企業とのネットワーキング
- ③ 機材供与：
LJI の組織運営及び事業活動に必要な資機材

1) ラオス国側

- ① カウンターパートの配置
- Project Director (NUOL 学長)：プロジェクトの事業管理・実施の上で、全体的な責任を有する。また、合同調整委員会（以下「JCC」という）の議長を務める。
 - Project Supervisor (NUOL 副学長)：プロジェクト運営面とプロジェクト活動の技術面における助言・提言等を行う。
 - Project Manager (LJI 所長)：プロジェクト運営面及び実施面での責任を有する。
 - その他プロジェクト活動実施の上で必要な職員の配置
- ② 執務室及び業務遂行に必要な機材の設置、プロジェクト活動実施に必要な維持管理費

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

技術協力プロジェクト「ラオス日本センター民間セクター開発支援能力

強化プロジェクト」2014年9月から2019年8月

2) 他援助機関等の援助活動

上述のとおり、世界銀行とGIZはラオスの中小企業、産業人材育成への支援を実施しているため、積極的に意見交換・情報共有を行うことで、日本企業とラオス企業のリンク強化に向けた活動の更なる促進を図る。

(9) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年公布)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) ジェンダー分類：

【対象外】「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」

<活動内容/分類理由>

案件開始後、前フェーズの結果を踏まえてジェンダー主流化ニーズを確認する予定であるが、案件開始時点でジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組を実施するに至らなかったため。

(10) その他特記事項

特になし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

LJIで育成されたビジネス人材によって、日・ラオスの経済関係が強化される。

指標及び目標値：

LJI受講生・修了生企業と、日本企業の新規取引成立やMOU締結等のビジネスパートナーシップ関係樹立件数がXX件を超える。

(具体的な目標値については、プロジェクト開始後にベースラインを確認し、目標値を設定する予定)

(2) プロジェクト目標：

LJI が産業中核人材育成及び企業向け情報提供・支援ネットワークの拠点となる。

指標及び目標値：

- ① LJI のビジネスコース受講生が XX 人/年を超え、うち経営者が XX 人以上、起業家が XX 以上育成される。
- ② LJI 受講生・修了生企業と、日本企業の新規取引成立や MOU 締結等のビジネスパートナーシップ関係樹立件数が XX 件を超える。
- ③ LJI 内で新技術等の活用を含むイノベティブな取組み数が X 件を超える。

(具体的な目標値については、プロジェクト開始後にベースラインを確認し、目標値を設定する予定)

(3) 成果

成果 1：LJI においてラオス産業中核人材が育成される。

成果 2：LJI の企業向け情報提供・支援ネットワーク機能が強化される。

成果 3：LJI において、イノベティブなアイデアや取組を推進する体制が構築される。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

LJI で必要な人員の配置が完了する。

(2) 外部条件

日本企業のラオスとのビジネス交流意欲が一定規模存在する。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

「ベトナム日本人材協力センタープロジェクト(フェーズ2)」の事後評価(評価年度：2015年)においては、10カ月の「経営塾」プログラムを提供するベトナム日本センター(VJCC)が、同プログラムの修了生組織である「経営塾クラブ」への継続支援を行ったことで、参加企業間のビジネスネットワーク構築促進や、企業視察を通じた企業間の学び合いに繋がったとの教訓が導出された。

上記案件は、ビジネス人材育成に取り組む日本センター事業であり、本事業との類似性は極めて高い。本事業においても、ビエンチャンで既に組織された修了生組織に対して、ネットワーク構築と企業間の学び合いを促進するため、継続的な関与と支援を行う。

7. 評価結果

本事業は、ラオス国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業完了3年後 事後評価

以 上

(SDGs ゴールに関する別紙)

持続可能な開発目標 (SDGs) ゴール一覧

ゴール 1	あらゆる形態の貧困の撲滅
ゴール 2	飢餓撲滅、食料安全保障、栄養の改善、持続可能な農業の促進
ゴール 3	健康な生活の確保、万人の福祉の促進
ゴール 4	万人の包摂的で衡平な質の高い教育の確保、生涯学習の機会の促進
ゴール 5	ジェンダー平等、全ての女性・女子の能力強化
ゴール 6	万人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理の確保
ゴール 7	万人のための利用可能で、安定した、持続可能で近代的なエネルギーへのアクセス
ゴール 8	持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進
ゴール 9	強靱なインフラの構築、包摂的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成
ゴール 10	国内と国家間の不平等の削減
ゴール 11	包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築
ゴール 12	持続可能な消費と生産パターンの確保
ゴール 13	気候変動とその影響への緊急の対処
ゴール 14	持続可能な開発のための、海洋と海洋資源の保全と持続可能な使用
ゴール 15	生態系の保護、回復、持続可能な使用の促進、森林管理、砂漠化への対処、土地劣化の停止と回復、生物多様性の損失の阻止
ゴール 16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、万人の司法へのアクセスの提供、効果的で説明責任を有し包摂的な機構の構築
ゴール 17	実施手段 (MOI) の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化

別紙：ジェンダー分類詳細

ジェンダー分類	定義
<p>ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件 Gender Informed [GI] ※以下のGI (P)、GI (S) に至る前提条件。</p>	<p>ジェンダーの視点に立って、関連政策、開発課題、ニーズ、インパクト等に関する調査が行われ、先方政府とジェンダーに配慮した取り組みについて協議した案件。 ※上記を行ったものの、GI (P)、GI (S) に至らなかった案件は、最終分類として「GI」となる。</p>
<p>ジェンダー平等政策・制度支援案件 Gender Informed (Principal) [GI (P)]</p> <p>女性を主な裨益対象とする案件 Gender Informed (Principal) [GI (P)]</p> <p>ジェンダー活動統合案件 Gender Informed (Significant) [GI (S)]</p>	<p>ジェンダー主流化のための政策や財政・法制度の改革支援、ナショナルマシーナリー（男女共同参画や女性の地位向上のための政策策定、施策を行う国内本部機構）を含めた行政機関のジェンダー主流化推進体制整備支援（人材育成を含む）を主目的とする案件。</p> <p>女性をターゲットグループとして、女性のエンパワーメントや保護を主目的とする案件。当該社会の中でより弱い立場に置かれているグループの中の女性を支援することを意図する案件。例えば貧困女性、少数民族・先住民族女性、難民女性、女子児童。</p> <p>プロジェクト目標や上位目標にジェンダー平等推進や女性のエンパワーメントにかかる目標を直接掲げていないが、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに資する具体的な取り組みを明示的に組み入れている案件。</p>
<p>ジェンダー対象外</p>	<p>ジェンダー平等・貧困削減推進室との協議の結果、案件の性質上「ジェンダー主流化ニーズ調査・分析」を実施しないと判断した案件。</p>

(参考情報：社会基盤・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室)

第4期中期目標（2017～2021年度）におけるジェンダー関連指標

【指標15-4】機構が実施するプロジェクト（技術協力、有償資金協力、無償資金協力）におけるジェンダー案件比率：40%以上（金額ベースの比率）

※「ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」（GI）はジェンダー主流化における最初の重要ステップであり、案件計画段階でジェンダー主流化のニーズを調査・分析した結果、以下に分類される案件となった場合に【指標15-4】上の「ジェンダー案件」として計上されます。

- ・ジェンダー平等政策・制度支援案件（GI（P））、
- ・女性を主な裨益対象とする案件（GI（P））、
- ・ジェンダー活動統合案件（GI（S））